

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和8年7月23日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

(説明員) (給与局)

伊藤給与第二課長、川崎企画調整官

議 題

内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する内閣総理大臣への意見の申出

令和8年7月23日
給 与 局

一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項に基づき、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより決定される。また、同法第8条第1項において、内閣総理大臣は、人事院の意見を聴いて、職務の級の定数を設定・改定することができる旨が定められている。内閣総理大臣は、いずれの場合についても、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見を十分に尊重するものとされている。

以上から、人事院は内閣総理大臣に対して、毎年度末に翌年度の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出を行っているが、その時点で決定していなかった組織改廃や増員等が年度途中で行われる場合、それにより新設されるポストの級の格付け等について、人事院として改めて意見の申出を行う必要がある。

今般、下記1のとおり、内閣官房及び出入国在留管理庁において、年度途中に増員等が行われることから、必要な意見の申出を行うこととしたい。(別添 意見の申出(案))。

1 増員等の内容

○ 内閣官房

国家情報局の設置に伴い内閣官房長官を補佐する体制の整備を図るため、内閣官房長官秘書官（特別職）を1ポスト増員することに伴い、内閣審議官（一般職）を1ポスト減ずる。

・内閣審議官（指定職俸給表5号俸乃至1号俸） △1

○ 出入国在留管理庁

不法滞在者の摘発強化、偽装就労が多数存在していると指摘される「技術・人文知識・国際業務」に関する在留資格の実態調査の強化、審査未処理件数の急増や処理期間が長期化している就労系在留資格審査の迅速化に取り組むため、出入国在留管理庁の緊急の体制強化として、以下のポストを増員等する。

・地方出入国在留管理局入国審査官（行(→)2級） +160

・支局入国審査官（行(→)2級)	+	16
・地方出入国在留管理局入国警備専門官（公(→)2級)	+	60
・入国者収容所入国警備専門官（公(→)2級)	△	10

2 人事院としての対応

増員等されるポストの級の格付けについては、従前より、ポストの職務・職責に応じたものとなるよう、本院の級別定数改定方針における「新設官職に係る定数等の設定の考え方」に基づいて対応することとしており、今般、内閣人事局から示された級格付案は、この考え方に沿って調整されたものとなっていることから、職員の適正な勤務条件確保の観点から問題ないと考えられる。

したがって、こうした内容を盛り込んだ人事院の意見の申出を内閣総理大臣に対して行うこととしたい。

以 上

【参考】 新設官職に係る級別定数の設定についての考え方

- 標準職務表（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第 1）を基準とし、機構の新設や増員分は同一職名の標準級（例：本省課長級ポスト新設の場合は行政職俸給表（一） 8 級など）、振替分は振替元官職と同等級に格付けすることが基本
- 指定職及び上位級については、内閣人事局から提示される格付案や上記の基本方針を踏まえて設定
- 中下位級については、上記の基本方針に基づき設定。この際、困難な業務を的確に遂行するため高位の級の職員を配置する予定であるといった適正な業務遂行等の要素のほか、職員の処遇の観点も考慮し、柔軟に措置
（例：本府省の課長補佐級ポスト（原則行（一） 5 級）を新設する場合で、困難な業務を的確に遂行するため行（一） 6 級の職員を就任させる場合など）

【参考】 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（抄）

第 6 条の 2 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第 3 項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 （略）

第 8 条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第 6 条第 3 項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 （略）

(案)

令和 8 年 7 月〇〇日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出

人事院は、「内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定について（令和 8 年 7 月 1 0 日閣人行第 1 0 5 号）」を踏まえ、職員の適正な勤務条件確保の観点から検討を行った結果、「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定について（令和 8 年 4 月 1 日閣人行第 54-1 号）」の別表に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸については別紙 1 の内容を踏まえて定められるとともに、「職務の級の定数の設定及び改定結果について（令和 8 年 4 月 1 日閣人行第 55-1 号）」の別表 1 に定める職務の級の定数については別紙 2、「職務の級の定数の設定及び改定結果について（令和 8 年 4 月 1 日閣人行第 55-20 号）」の別表 1 に定める職務の級の定数については別紙 3 の内容を踏まえて設定及び改定を行われるよう、一般職の職員の給与に関する法律第 6 条の 2 第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣に意見を申し出ます。この意見は「内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の

適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定」に掲げる案に沿ったものとなっています。

府省 内閣

会 計	組 織	項	職 名	号俸 総数	8 号俸	7 号俸	6 号俸	5 号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸	1 号俸
一般会計	内閣官房	内閣官房共通費	内閣総務官	1				内閣総務官				
			人事政策統括官	2				人事政策統括官2				
			国家情報局次長	1					国家情報局次長			
			内閣審議官	80		拉致問題対策本部事務局長、T P P 等・米国関税措置総合対策本部事務局首席交渉官、国土強靱化推進室次長、地域未来戦略本部事務局長及び人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	郵政民営化推進室長及び感染症危機管理統括審議官が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	内閣審議官73				
			内閣衛星情報センター所長	1			内閣衛星情報センター所長					
			内閣衛星情報センター次長	1						内閣衛星情報センター次長		
			内閣衛星情報センター部長	3							内閣衛星情報センター部長（管理、分析、技術）	
			計	89								

備考

- 1 内閣審議官のうち44（令和8年4月1日から同月7日までは46、同月8日から国家情報局設置の日（以下「設置日」という。）までは45）は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

会 計	組 織	項	職 名	号俸 総数	8 号俸	7 号俸	6 号俸	5 号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸	1 号俸
2 内閣審議官の職名に属する官職のうち、5号俸乃至1号俸とされている内閣審議官の「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）第1の1の通知に定める号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。 一 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 5号俸 二 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 4号俸 三 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 3号俸 四 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 2号俸 五 内閣審議官のうち、前各号に掲げるもの以外のもの 1号俸 3 内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、7号俸及び6号俸は、当該号俸の欄に掲げられている官職の他の官職の号俸として用いることはできない。また、内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、5号俸乃至1号俸は、他の職名に属する官職の号俸として用いることはできない。 4 「国家情報局次長」は、設置日に掲げられる。 5 令和8年4月1日から同月7日までは、「内閣審議官」の総数欄には「80」が、7号俸欄には「拉致問題対策本部事務局長、T P P等・米国関税措置総合対策本部事務局首席交渉官、国土強靱化推進室次長及び地域未来戦略本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が、5号俸乃至1号俸欄には「内閣審議官74」が掲げられているものとする。 6 令和8年4月8日から同年7月21日までは、「内閣審議官」の総数欄には「82」が、7号俸欄には「拉致問題対策本部事務局長、T P P等・米国関税措置総合対策本部事務局首席交渉官、国土強靱化推進室次長及び地域未来戦略本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が、5号俸乃至1号俸欄には「内閣審議官76」が掲げられているものとする。 7 令和8年7月22日から設置日の前日までは、「内閣審議官」の総数欄には「82」が、5号俸乃至1号俸欄には「内閣審議官75」が掲げられているものとする。												

府省 内閣

会計 一般会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
内閣官房	内閣官房共 通費	行政職俸給表（一）		(38)		(30)		(2)		(6)						
				1,463		42	53	55	72	227	459	141	383	16	15	
			内 閣 参 事 官	(30) 115		(30) 41		49	25							10級：4月1日から※1までは42(31) 9 級：4月1日から※1までは47 8 級：4月1日から※1までは21、※1の翌 日から※2の前日までは23
			総 理 大 臣 官 邸 事 務 所 長	1		1										
			主 任	6									1	5		2 級：4月1日から※1までは6、予算成立 により4月1日から5
			専 門 職	(8) 1,081				(2) 23		(6) 203						8 級：4月1日から※1までは24(2) 7 級：4月1日から※2の前日までは54、 ※2から※3の前日までは63 6 級：4月1日から※1までは203(6)、予 算成立により4月1日から※1までは 201(6)、※1の翌日から※2の前日までは 220(6)、※2から※3の前日までは224(6) 5 級：4月1日から※1までは352、予算成 立により4月1日から※1までは348、※1 の翌日から※2の前日までは384、※2か ら※3の前日までは408 4 級：4月1日から※1までは102、予算成 立により4月1日から※1までは100、※1 の翌日から※2の前日までは102、※2か ら※3の前日までは111 3 級：4月1日から※1までは286、予算成 立により4月1日から※1までは284、※1 の翌日から※2の前日までは329、※2か ら※3の前日までは346
			内閣衛星情報セン ター総括開発官	1			1									
			同 課 長	6			3	3								
			同主任分析官	6				2	4							
			同主任開発官	3				1	2							
			同副センタ ー長	1				1								
			同受信管制局長	2					2							
			同 専 門 職	215					9	24	71	39	72			3 級：4月1日から※1までは71、予算成 立により4月1日から※1までは69

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			一 般 職 員	26										11	15	2 級：4月1日から※1までは11、※1の翌日から※2の前日までは13、※2から※3の前日までは16 1 級：4月1日から※1までは7、予算成立により4月1日から※1までは132、※1の翌日から※3の前日までは21
		行政職俸給表（二）		47							－	5	11	30	1	
			技 能 労 務 職 員	47								5	11	30	1	
		専門スタッフ職俸給表		6								－	6	－	－	
			専 門 職	6									6			
		指定職俸給表		(44)												
				89												
			内 閣 総 務 官	1												
			人事政策統括官	2												
			国家情報局次長	1												4月1日から※2の前日までは0
			内 閣 審 議 官	(44)												4月1日から※1までは80(46)、※1の翌日から※2の前日までは82(45)
				80												
			内 閣 衛 星 情 報 セ ン タ ー 所 長	1												
			内 閣 衛 星 情 報 セ ン タ ー 次 長	1												
			内 閣 衛 星 情 報 セ ン タ ー 部 長	3												

備考

1 内閣官房/内閣官房共通費の欄関係

- (1) ()の数字は、「中央省庁等改革基本法」第9条第3項の規定による内閣官房の定数管理の柔軟化措置のための人員（内数）であり、その設定されている職名においてのみ用いることができる。
- (2) 行政職俸給表(一)の「専門職」には、総理大臣官邸事務所副所長を含む。
- (3) 指定職俸給表の適用を受ける「内閣審議官」又は「内閣衛星情報センター部長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。

2 補足事項の※関係

- (1) ※1 令和8年度予算成立の日とする。
- (2) ※2 国家情報局設置の日とする。
- (3) ※3 防災庁設置の日とする。

府省 法務省（出入国在留管理庁）

会計 一般会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
出入国在留 管理庁	出入国在留 管理庁共通 費	行政職俸給表（一）		(3) 5,103		(1) 2	18	(2) 19	35	96	305	871	1,814	1,673	270	
			課 長	(3) 11		(1) 1	5	(2) 5								
			室 長	7				5	2							
			課 長 補 佐	43					8	11	24					5 級：4月1日から※1までは21
			係 長	182								51	131			3 級：4月1日から※1までは122
			主 任	74									15	59		
			専 門 職	55					1	4	45	5				
			地方出入国在留 管 理 局 長	4		1	3									
			地方出入国在留 管 理 局 次 長	3			3									
			同 課 長	16					3	13						6 級：4月1日から※1までは12
			同 課 長 補 佐	35							8	27				4 級：4月1日から※1までは25
			同 係 長	66								30	36			3 級：4月1日から※1までは32
			同 監 理 官	13				2	11							
			同 首 席 審 査 官	93					1	48	44					6 級：4月1日から※1までは49 5 級：4月1日から※1までは40
			同 統 括 審 査 官	315							105	210				5 級：4月1日から※1までは109 4 級：4月1日から※1までは196
			同 入 国 審 査 官	1,658								220	448	990		4 級：4月1日から※1までは238、予算成 立により4月1日から※1までは237 3 級：4月1日から※1までは441、※1の 翌日から9月30日までは435 2 級：4月1日から※1までは737、※1の 翌日から※2の前日までは743、※2から9 月30日までは903
			支 局 長	7			5	2								
			支 局 次 長	4				4								
			同 課 長	7						7						

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			支 局 室 長	4							4					
			同 課 長 補 佐	14							2	12				
			同 係 長	26								6	20			
			同 監 理 官	8					8							
			同首席審査官	56						10	46					5 級：4月1日から※1までは45
			同統括審査官	176							25	151				4 級：4月1日から※1までは150
			同入国審査官	1,871								150	1,159	562		4 級：4月1日から※1までは152 2 級：4月1日から※2の前日までは520、 ※2から9月30日までは536
			入国者収容所長	2			2									
			入国者収容所 次 長	2				1	1							
			同 課 長	4						3	1					
			同 課 長 補 佐	5							1	4				
			同 係 長	10								5	5			
			一 般 職 員	332										62	270	1 級：4月1日から※1までは254、予算成 立により4月1日から※1までは411、※1 の翌日から9月30日までは396
		公安職俸給表（一）		1,758	-	-	3	17	18	50	80	339	454	453	344	
			地方出入国在留管 理局警備監理官	4			3	1								
			同 首 席 入 国 警 備 官	36				13	18	5						6 級：4月1日から※1までは3
			同 統 括 入 国 警 備 官	169						40	69	60				6 級：4月1日から※1までは42 4 級：4月1日から※1までは52
			同 入 国 警 備 専 門 官	1,062							3	243	391	425		4 級：4月1日から※1までは251 2 級：4月1日から※2の前日までは347、 ※2から9月30日までは407
			入 国 者 収 容 所 首 席 入 国 警 備 官	4				3		1						
			同 統 括 入 国 警 備 官	20						4	8	8				
			同 入 国 警 備 専 門 官	112								28	63	21		2 級：4月1日から※2の前日までは31
			一 般 職 員	351										7	344	1 級：4月1日から※1までは341、予算成 立により4月1日から9月30日までは362
		医療職俸給表（一）		12							-	-	1	11	-	
			室 長	1									1			

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			医 師	11										11		
		医療職俸給表（二）		6				-	-	-	-	-	1	5	-	
			薬 剤 師	6									1	5		
		医療職俸給表（三）		14					-	-	-	-	5	9	-	
			看 護 師 長	5									5			
			看 護 師	9										9		2 級：4月1日から※1までは8、予算成立により4月1日から9
		指定職俸給表		(3)												
				10												
			長 官	(1)												
				1												
			次 長	(1)												
				1												
			部 長	2												
			審 議 官	(1)												
				2												
			地方出入国在留 管 理 局 長	4												

備考

- 1 ()の数字は、検事をもって充てることができる人員で内数である。
- 2 出入国在留管理庁/出入国在留管理庁共通費の欄関係
 - (1) 行政職俸給表（一）の「課長」には、参事官及び情報分析官を、「室長」には、企画官及び在留審査調整官を、「地方出入国在留管理局課長補佐」、「支局課長補佐」及び「入国者収容所課長補佐」には、渉外調整官を含む。
 - (2) 公安職俸給表（一）の「地方出入国在留管理局入国警備専門官」には、主任上席入国警備専門官及び上席入国警備専門官を、「入国者収容所入国警備専門官」には、上席入国警備専門官を、「一般職員」には、主任警守を含む。
 - (3) 指定職俸給表の適用を受ける「部長」、「審議官」又は「地方出入国在留管理局長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の10級に設定されるものとする。
- 3 補足事項の※関係
 - (1) ※1 令和8年度予算成立の日とする。
 - (2) ※2 在留管理の適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う増員のための改正定員令施行の日とする。

閣人行第105号

令和8年7月10日

人事院事務総長 佐々木 雅之 殿

内閣人事局長 露 木 康 浩

内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の適正化及び
在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化
に伴う指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並
びに職務の級の定数の設定及び改定について

内閣官房長官秘書官の増員並びに在留管理の適正化及び在留審査
の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化に伴う指定職俸給表
の適用を受ける職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び
改定について、組織管理の観点から、新規増員及び振替査定案を示し
てきたところですが、職員の適正な勤務条件確保の観点からの人事
院の意見を求めます。

参考

1. 内閣官房長官秘書官の増員関係

【内閣官房関係】

- ・ 内閣審議官

(指定職俸給表 5 号俸乃至 1 号俸) の定数の減 (1)

2. 在留管理の適正化及び在留審査の迅速化のための出入国在留管理庁の体制強化関係

【出入国在留管理庁関係】

- ・ 地方出入国在留管理局入国審査官

(行政職俸給表 (一) 2 級) の定数の増 (1 6 0)

- ・ 支局入国審査官

(行政職俸給表 (一) 2 級) の定数の増 (1 6)

- ・ 地方出入国在留管理局入国警備専門官

(公安職俸給表 (一) 2 級) の定数の増 (6 0)

- ・ 入国者収容所入国警備専門官

(公安職俸給表 (一) 2 級) の定数の減 (1 0)